

「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応すると共に、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかねばならない。

したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、私たち大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」との意識をもち、それぞれの役割と責任を果たすと共に、児童も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していかねばならない。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習し、その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努める。

2 いじめの定義

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」から抜粋

(2) 解消の定義

少なくとも次の2つの要件を満たしている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「鹿児島県いじめ防止基本方針」から抜粋

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する子供が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ問題を考える週間」を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

- 授業・給食・掃除・休み時間等、子供の行動や表情をよく観察したり、日記等で兆候が見られたりしていないか観察する。
- いじめや生活に関するアンケートを各学期（5月・11月・2月）に行う。
- 気になる子供がいた場合、及び保護者が、いじめの相談がある場合、すぐに担任との面談を実施する。

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめに関する研修により、教職員の人権感覚を高め、資質向上を図ると共に教職員による不適切な認識や言動、差別的な態度をなくす。
- スクールカウンセラーや市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会（8月）を実施する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 特別の教科「道徳」・道徳教育・学級活動・総合的な学習の時間等で、インターネットの利用する際に、ネットの便利さとマナーについて学習させる。使用の仕方を間違えといじめや個人情報流失に繋がることを認識させる。
- 保護者には、PTAの際に携帯電話・スマートフォン・通信型ゲーム等の利用の仕方（時間・マナー・危険性）について説明を行う。また、必要に応じて、外部講師を招いた研修を行う。

(2) いじめ防止に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ問題対策推進委員会（心の教育推進委員会）

〈組織構成〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・保健主任・学年主任・養護教諭

※ いじめ発生時…組織構成に該当担任や関係機関も加わる。

〈活動〉

- アンケート調査内容検討、並びに教育相談の日程調整。
- いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める。
- いじめ事案に対する対応方法。

〈開催〉

学期1回を定例会として、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

〈連携する機関および連絡先〉

| 関係機関 | 電話番号 |
|-------------------|----------|
| 鹿児島市教育委員会青少年課 | 227-1971 |
| 県警察本部（少年サポートセンター） | 232-7869 |
| ヤングテレホン（鹿児島中央駅分室） | 252-7867 |
| 鹿児島中央警察署 | 222-0110 |
| 荒田交番 | 251-4554 |
| 鴨池交番 | 255-3619 |
| 県総合教育センター教育相談課 | 294-2788 |
| 県中央児童相談所 | 264-3003 |

イ いじめに対する措置

- いじめに関係する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止をするため、いじめを受けた子供・保護者に対する支援と、いじめを行った子供への指導と、その保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた子供が、安心して教育を受けられるために必要であると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置をとる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に関係する情報を保護者と共有するための必要な措置をとる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対処を行う。

- 重大事態が発生したことを、市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた子供・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 いじめの未然防止について

(1) 基本理念に対する意識の確認

- いじめは全ての子供等に関する問題である。
- 安心して学校生活を送れるように努める。
- 学校の内外問わず、いじめが行われないように努める。
- 児童が、互いに尊重し合う意識や態度を育てる。
- いじめが、子供等の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立った、迅速かつ組織的な対応を行う。

(2) 基本的な取組

- 特別の教科「道徳」・道徳教育の充実による道徳的実践力の育成
- 豊かな体験活動を取り入れた特別活動の推進
- 気付く感性の育成の充実を図る人権同和教育の推進
- 一人一人の個性を重視し, 児童の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- 共通実践する積極的な生徒指導の充実
- 家庭・地域・幼保小・小中連携の充実
- 児童の主体的な活動の推進

5 いじめの早期発見について

(1) 日常の行動観察等

- 登校や健康観察での様子確認
- 授業や休み時間の行動の変化
- 生活ノートの言動や書き方の変化
- 授業中の発言回数_{の低下} 等

(2) 関係者との情報交換

- 教職員間での情報交換
- 児童からの情報提供
- 保護者との情報交換
- 地域住民からの情報提供

(3) アンケートの実施

- 記名式での実施 (場合に応じて無記名にする)
- 5月・11月・2月に実施
- アンケート結果に応じて, 教育相談を実施。いじめ事案がある場合, 連携を図る。

(4) 児童や保護者が相談しやすい体制づくり

- 相談窓口の周知 (案内や一覧表の配布)
- 相談機関との積極的な情報交換
- 校内研修等による職員の相談スキルの向上